

「文京区と新たな公共の担い手との協働の推進～文京区から始まる
ソーシャルイノベーションに向けて～」の提言に対する区の取組方針

平成25年1月

文 京 区

はじめに

- 新たな公共の担い手専門家会議は、①N P O（非営利活動団体）、事業者等との協働の推進、②新たな公共の担い手の創出について、専門的見地から検討するため、平成 23 年 5 月に設置され、8 回にわたる検討の結果、平成 24 年 4 月に「文京区と新たな公共の担い手との協働の推進～文京区から始まるソーシャルイノベーションに向けて～」と題する提言が区長に出されました。
- この提言を受け、区は、平成 24 年 5 月、庁内に協働推進検討会を設置し、新たな公共の担い手専門家会議からの 2 つの提言内容の実現に向けた取組方針について検討を行いました。
- 本取組方針は、提言の内容を具体化するためにまとめたものですが、事業の実施状況等を踏まえ、適宜修正していきます。
- なお、本取組方針に定める「担い手創出のための事業化支援スキーム」（以下「スキーム」という。）の運用については、事業を 3 年程度実施し、その成果等の検証を踏まえ、その後の事業の方向性を改めて検討することとします。

目 次

I 提言1 区の基本姿勢：NPOや事業者等との協働の推進 ······	1
1 NPOや事業者の活動理念の理解 ······	1
2 区の組織・風土の改革 ······	4
II 提言2 具体的な手法：担い手創出の新たなスキーム ······	7
1 ステージ1（アイデア抽出の場）の実践 ······	7
2 ステージ2（事業構築支援）の実践 ······	11
3 ステージ3（担い手との連携）の実践 ······	16
4 スキームの運用に当たっての留意点 ······	18
III 取組方針の実施に向けた組織体制の整備 ······	23
1 協働推進専管組織 ······	23

I 提言1 区の基本姿勢:NPOや事業者等との協働の推進

1 NPOや事業者の活動理念の理解

提言 1－(1) (2)

【提言抜粋】

- 一方、協働といった場合には、区と担い手との協働のほかにも、NPOとNPO、NPOと地域活動団体、NPOと事業者など、行政が関わらない「民と民の協働」の中から、新たな公共サービスが生まれてくる可能性もあり、このような協働の場づくりを区が何らかの形で支援していくことも重要であると考えます。

【提言抜粋】

- 協働事業は、区が一方的に内容を定め事業者に発注して実施するものではなく、協働相手となる主体とお互いの意見を尊重し合いながら、対話を通じて事業内容を決めていくことが本質です。そのため、協働相手となる主体がどのような考え方を持って活動をしているかについて、まず理解することから始めなければなりません。
- NPOは利益を追求するためではなく、自ら社会的課題を認識しその解決に向けて使命感をもって活動しています。そこには職業上持っている知識やスキル、経験を生かして社会貢献したいという志をもった様々な人が参加し、公共的な活動を行っています。こうした人々や団体は、その活動をしていくうえで、何が必要か、共に活動してくれる人はいないかといったことなどを考えており、それを解決したり、ノウハウを提供したりすることができる場があることが必要です。
- 一方、事業者については、CSR (Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任)の一環として、損害保険会社の財団法人設立による保育所の開設や東日本大震災の被災地への社員の派遣、自社物資の提供など様々な社会貢献活動が行われています。そのような中で近年は、CSRから進化し、企業は社会と共有できる価値を創出すべきとするCSV (Creating Shared Value 共有価値の創出) という概念が提唱され、企業と社会の関わりについての考え方も変化しつつあります。
- 協働における区とNPOや事業者等との関係も、単なる発注受注、委託受託といった契約上の関係や、相手が営利・非営利といった組織形態の違いによる関係を超えて、両者が実現したいという価値を共有するというCSVの観点から関わっていくことが重要です。

区の取組 1－(1) (2)

【現状】

(1) NPO・事業者等との意見交換

- NPOや地域活動団体等で、文京区地域公益活動情報サイト(こらびっと文京)に登録している団体については、登録団体連絡会を通して意見交換を行っています。
- 事業者との意見交換の場として、区内企業CSR活動意見交換会を開催しています。

【課題】

(1) NPOとの意見交換の場の不足

- 現在、NPOとの意見交換の場としては、文京区地域公益活動情報サイト登録団体連絡会がありますが、対象はサイトに登録する団体のみに限られています。このサイトに登録しているNPO法人は、区内を拠点に活動するNPO法人の2割程度であり、NPOと区が意見交換をする機会が少ない状況にあります。

(2) NPO・事業者等との価値の共有

- 区とNPOや事業者等が協働することによって社会的価値を創出していくためには、意見交換の場や、さらに深く話し合える場など、お互いの強みを生かして課題解決の方策について話し合える場づくりを進めていく必要があります。

【取組】

(1) NPOとの意見交換会の実施

- 区内を拠点に活動するNPOを対象とした意見交換会を実施し、NPOの活動についての理解を深めるとともに、NPO同士が交流できる機会としていきます。

(2) NPOの活動支援

- 文京区地域公益活動情報サイト(こらびっと文京)によるNPOに関する情報発信に加え、区内を拠点に活動するNPOが、情報提供や打ち合わせ、交流等ができる、また、区民がNPOの情報収集や地域活動へ参加する機会の提供につながる拠点についても検討します。

(3) NPO・事業者等との共有価値の創出

- NPOや事業者等との意見交換会などを通じて、地域課題や活動についての情報共有し、お互いの信頼関係を構築したうえで、地域課題の解決に向けて、その価値を共有できるNPOや事業者等と所管課との対話の場を設定するなど、協働推進専管組織（P.24 参照）がコーディネーターの役割を担って、協働事業の創出へと繋げていきます。また、このような取組を通じて、民と民の協働の促進も図っていきます。

2 区の組織・風土の改革

提言 1－(3)

【提言抜粋】

- NPOや事業者等との協働を進めていくうえで、区は協働相手として信頼される組織でなければなりません。そのためには、NPOや事業者等から相談や提案を持ち掛けられやすい組織であるとともに、職員が一区民としての当事者意識を持ち、ともに地域課題の解決に挑戦できる風土をつくりあげていくことが必要です。
- また、職員が社会起業家の視点で事業を企画・立案できる能力を向上させるための取組が不可欠であることから、外部講師を招いた研修等により職員がアントレプレナーシップ（起業家精神）を実感して学べるような環境を整備することが重要です。

区の取組 1－(3)

【現状】

(1) NPO・事業者等の相談窓口

- 区民部区民課において、NPOからの協働に関する相談受付や、各課との連絡・調整、区民等の地域活動参加促進等の業務を行っています。
- 区民部経済課において、事業者のCSR活動に関する相談受付や、各課との連絡・調整の業務を行っています。
- その他、大学との協働窓口をアカデミー推進部アカデミー推進課が行うなど各主体と関係の深い所管課が窓口となる体制をとっています。

(2) 協働の取組についての情報共有

- 区の協働に関する取組状況を把握するため、区民参画現況調査を年1回実施し、庁内の情報共有を図っています。

(3) 職員に対する協働研修の実施

- 新任職員を対象として、協働をテーマとした講義形式の研修を実施しています。
- 主任主事昇任1年目の職員を対象として、NPO等地域団体派遣研修を実施しています。

【課題】

(1) 不十分なフォローワーク体制や情報共有体制

- NPOからの相談や提案に対するフォローワーク体制や、協働に関する情報が組織間でタイムリーに集約・共有されるシステムが十分であるとは言えないため、協働の機会を逸することや、組織横断的な対応が十分に取れないことがあります。

(2) 体系的な協働研修の未整備

- 現在実施しているNPO等地域団体派遣研修は、研修期間の観点からイベント当日のみの参加となっており、企画・準備段階から携わることができません。このため、団体の存在や活動内容を知ることはできますが、団体の活動理念や事業の企画立案のノウハウ、アントレプレナーシップを習得するには不十分です。
- 職員が協働を実践するために必要な意識や知識、技術を学ぶ研修が体系的に整備されていません。

【取組】

(1) NPOの相談窓口体制の充実

- NPOからの相談窓口となる協働推進専管組織は、①所管課とのマッチング②提案内容のブラッシュアップ③NPOのビジョンや活動内容の伝達④組織の縦割りを横断的に繋ぐ、といった役割を担うことによってNPOと所管課とを繋ぐ機能を充実させます。
- NPOからの相談や提案については、まずは協働推進専管組織がコミュニケーションを図り、上記の役割を果たしながら所管課へつなぎます。ただし、既に区と連携しているNPOや、所管課が明らかな事案については、所管課が直接受け、必要に応じて協働推進専管組織と調整しながら対応します。
- NPOからの相談や提案に対する対応については、協働推進専管組織が総合的に進捗を把握します。

(2) 協働に関する情報発信

- NPOや事業者等との意見交換会の場や、区ホームページ、文京区地域公益活動情報サイト（こらびっと文京）等、様々な媒体を通して、協働に関する施策や情報を積極的に発信していきます。

(3) 組織横断的な協働推進体制の整備

- 協働に関する方針の検討や、協働を推進する各課の組織横断的な情報共有、連絡調整、協働の進行管理、後出のスキームの運用等を担うための庁内組織として「(仮称) 協働委員会」を設置します。

(4) 職員の意識向上させるための研修の充実

- 新任職員から係長職まで、協働に関する基礎的な知識、必要とされるスキル及び社会起業家の視点で企画・立案できる能力を段階的に習得できるように研修を実施します。

【研修例】

◇新任研修

⇒協働の基礎知識、ファシリテーション技術基礎等の習得

◇協働研修「基礎編」

⇒ファシリテーション技術、プレゼンテーション技術、交渉力等の習得

◇協働研修「応用編」

⇒社会起業家の視点で事業を企画・立案できる能力の習得

II 提言2 具体的な手法：担い手創出の新たなスキーム

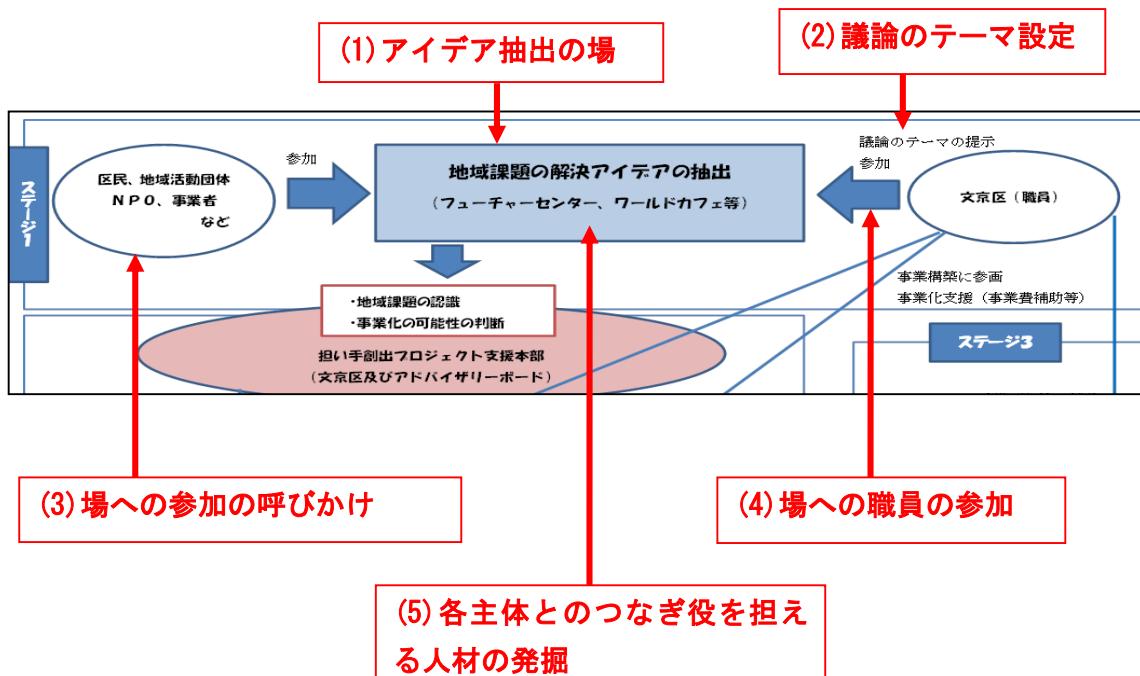
1 ステージ1（アイデア抽出の場）の実践

提言 2－(2) ステージ1

【提言抜粋】

- 担い手として自ら活動しようと考える前段階として、区民が地域の課題やそれを解決するためのアイデアなどを語り合える場が少ないと感じます。また、同様にNPOや事業者等の地域で活動する団体が語り合える場も多くはありません。ステージ1は、多様な主体が地域の課題について気軽に語り合える場をつくり、地域で活動している人や生活している人の視点から出された意見の中から課題解決のアイデアを抽出し、お互いの信頼関係を構築した上で、課題を解決するためのプランを練り上げていくステージです。
- 具体的な対話をするための場づくりの手法としては、フューチャーセンター、ワールドカフェなど、すでにいくつかの手法が開発され、NPOや事業者が実施しています。これらの手法は、「文京区のためにどうしたらよいか話してください。」といった単に参加者に抽象的なもので呼びかけるのではなく、自らが何か次のアクションを起こしたいという気持ちを想起させる手法として様々な場面で活用されています。
- また、アイデアを事業化していくステージ2では、アイデアの発案者だけではなく、事業を成功させるために各主体とのつなぎ役となれる人材が必要となります。そのため、ステージ1では、アイデアを抽出することと併せて、地域の中で事業を起こす際にそのつなぎ役を担える人材を発掘していくことも重要です。

【担い手創出のための事業化支援スキーム(ステージ1)】



区の取組 2 – (2) ステージ1

【概要】

ステージ1では、多様な主体が集まり、地域課題の解決について語り合える場づくりを進め、その場から生まれたアイデアやプランを抽出してステージ2（事業構築支援）へと繋いでいきます。

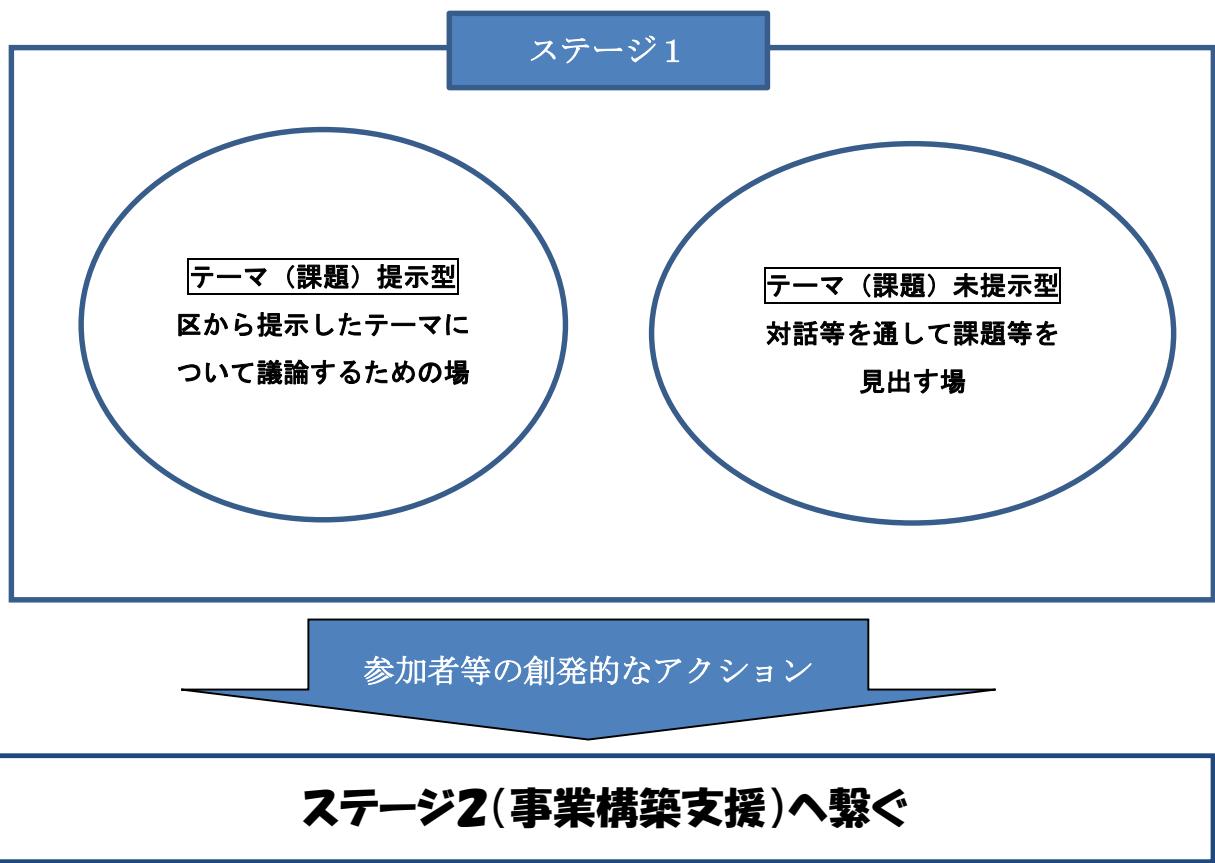
【取組】

(1) アイデア抽出の場づくりについて

- 地域課題を解決するためのアイデア抽出の場は、区がテーマ（課題）を提示する「テーマ提示型」と、当初はテーマを設定せず対話等を通して課題等を見出す「テーマ未提示型」の2種類とし、協働推進専管組織が事務局となって実施します。
- アイデア抽出の場は、区において場づくりの企画・運営等のノウハウが足りないこと、また、その場が区に対する陳情の場とならないようファシリテーター（進行管理役）の役割も重要なことから、場づくりに精通した事業者をパートナーとして、効率的・効果的に運営することとします。なお、状況によってはパートナーを付けず、区がステージ1を運営することとします。

■ アイデア抽出の場は、「地域課題への気づき」「新たな人間関係の構築」「人材の発掘」等を目的として実施します。また、参加者やその周囲の人々との間に新たなコミュニティが生まれ、創発的なアクションが起きる場づくりの手法等（フューチャーセンター、ワールドカフェ等）を効果的に使うなど、参加者等が次のステージ2（事業構築）に進めるようなプログラムとしていきます。

【ステージ1（アイデア抽出の場）の実施イメージ】



(2) アイデア抽出の場へ提示する議論のテーマ設定について

- 区からアイデア抽出の場へ提示するテーマについては、各部（課）からの課題の提示等により決定します。

(3) アイデア抽出の場への参加の呼びかけについて

- アイデア抽出の場は、様々なスキルを持つ主体をいかに集めることができるかが、扱い手創出を図っていくうえで重要であることから、様々な媒体を活用して参加を呼びかけます。
- 「テーマ提示型」の場については、より戦略的に参加者を集めて実施する方が効果的であることから、既存の会議体を使った呼びかけ等区から各主体へアプローチする方法を中心にして参加を呼びかけます。
- 「テーマ未提示型」の場については、区報やホームページ等を使った呼びかけに加え、アイデア抽出の場の参加者等への継続的な情報発信等を活用して参加を呼びかけます。

(4) アイデア抽出の場への職員の参加について

- アイデア抽出の場への職員の参加の形態は、「職務としての参加」「個人の自主的な参加」が考えられます。「職務としての参加」は、協働推進専管組織においてテーマと密接に関係のある所管課へ依頼する方法により参加する職員を決定します。また、所管課以外の職員への参加については、職員向け電子掲示板（職員ポータル）の活用による周知等により「個人の自主的な参加」についても促しています。
- 職員の参加に当たっては、ワールドカフェ等対話の手法について研修等を通じて体験できる機会をつくり、お互い対等に対話をする場である等の認識を深めたうえで参加します。

(5) 各主体とのつなぎ役を担える人材の発掘について

- 事業構築をしていくうえで各主体とのつなぎ役を担える人材は、アイデア抽出の場を実施していく中で、アドバイザリーボード等の助言を受けながら、協働推進専管組織を中心に発掘に努めるとともに、有望な人材が具体的な活動に進む気持ちを引き出せるように努めていきます。

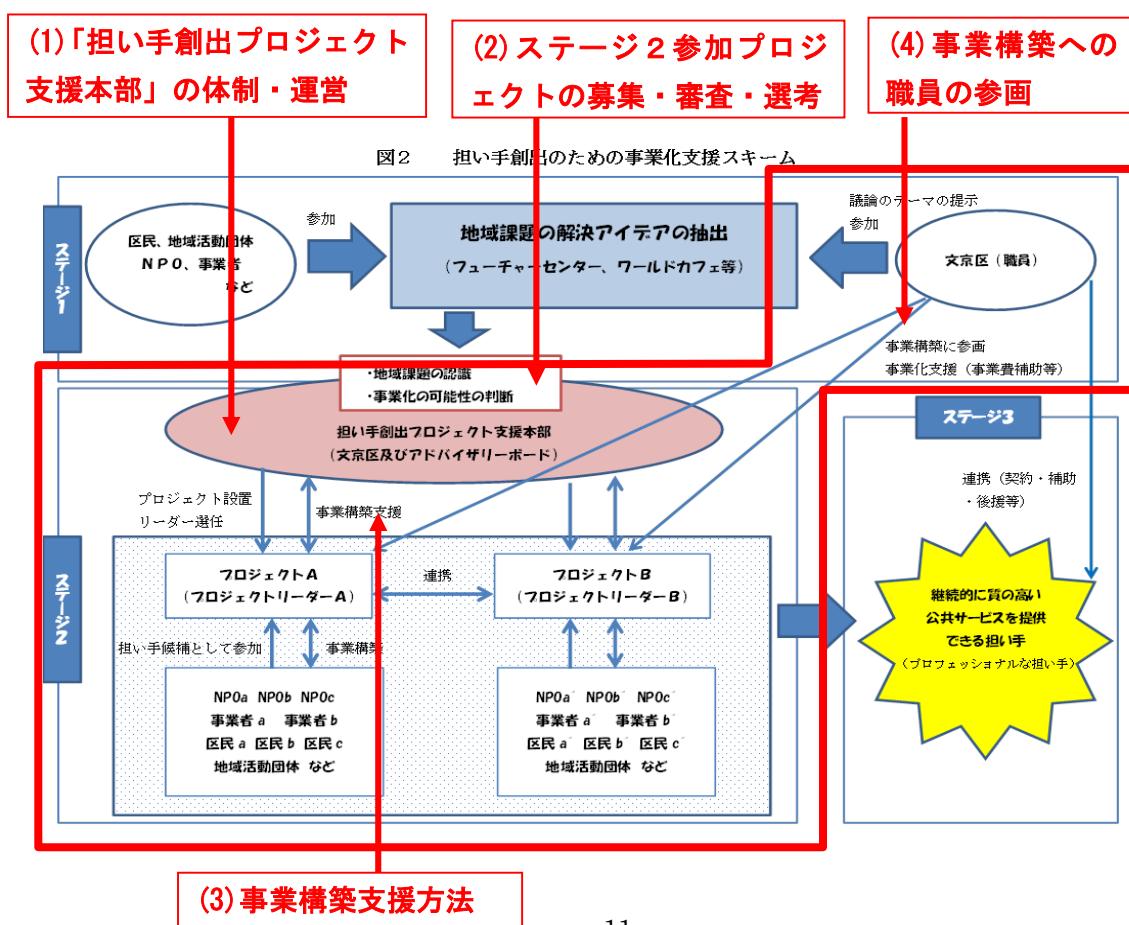
2 ステージ2（事業構築支援）の実践

提言 2－(2) ステージ2

【提言抜粋】

- ステージ1で描いたアイデアを事業化しスタートアップしていくのがステージ2です。
- ステージ1で描いたアイデアをプランにし事業等何らかの形にして実現できるようにしていきます。多くの場合、アイデアやプランがよくても資金獲得や人手、本人の経験やスキルなどの様々な課題に直面し、事業化に結び付くところまでには至りません。
- そこで、このステージでは、区は、プランの将来性や実現性を見極めたうえで、専門領域からのアドバイス等の支援が受けられる環境整備などを行い、担い手候補は、まずは事業を小さく始め、P D C A¹を繰り返しながら事業が持続可能なものになるように目指していきます。

【担い手創出のための事業化支援スキーム（ステージ2）】



区の取組 2－(2) ステージ2

【概要】

ステージ2では、ステージ1から生まれたアイデアやプランや、ステージ1を経ていないが地域課題の解決プランを持つ人・団体が始めるプロジェクトの事業構築を支援し、ステージ3（継続的に質の高い公共サービスを提供できる担い手の創出）へと繋いでいきます。

【取組】

(1) (仮称) 担い手創出プロジェクト支援本部の体制・運営について

- (仮称) 担い手創出プロジェクト支援本部（以下「本部」という。）は、区が要綱等により設置し、構成員は区が委嘱するアドバイザリーボードと協働推進専管組織で運営します。
- 本部運営は、ステージ1及びステージ2全体の進行管理、ガバナンス、事業の評価、ステージ2の参加希望者選考、各プロジェクトへの助言等を行います。

(2) ステージ2参加プロジェクトの募集・審査・選考について

- ステージ1から生じたアイデアをプロジェクトにしてステージ2へと進めるための審査は、ステージ1の実施状況等を踏まえ行います。
- ステージ1を経ず、地域課題の解決プランとそれを実行したいという考えを持っている人や団体が、ステージ2へ参加できる機会も提供するためのプロジェクトの募集・選考も行います。
- ステージ2の支援対象とするプロジェクトの募集・審査・選考は本部が行います。また、事業構築の主導的な役割を担うプロジェクトリーダーは、採択されたプロジェクトの代表者とし、本部が選任します。

(3) 事業構築支援の方法について

- プロジェクトリーダーが事業構築を行うに当たり、必要になると想定される次のような支援メニューを用意し提供します。

なお、本部におけるアドバイザリーボードからプロジェクトリーダーへの助言の他に、プロジェクトリーダーが事業構築をしていくうえでのきめ細かなメンタリング（知識や経験豊かな者が行う支援）等の対応が必要になる場合が想定されるため、社会起業家育成等に精通した事業者を本部のパートナーとし、プロジェクトリーダーに対し必要な支援を行います。

区による支援

- ・プロジェクト支援金の交付（事業構築を支援するため、本部においてプロジェクトごとに交付限度額を決定し、プロジェクトリーダーに対して交付する。）
- ・広報媒体への掲載（区報、ホームページ等）
- ・行政情報の提供
- ・プロジェクト実施に係る区の共催、後援等
- ・区内大学、企業等への協力要請・仲介 等

アドバイザリーボードによる支援

- ・プロジェクトリーダーから本部への事業進捗状況報告に基づく助言

パートナー事業者による支援

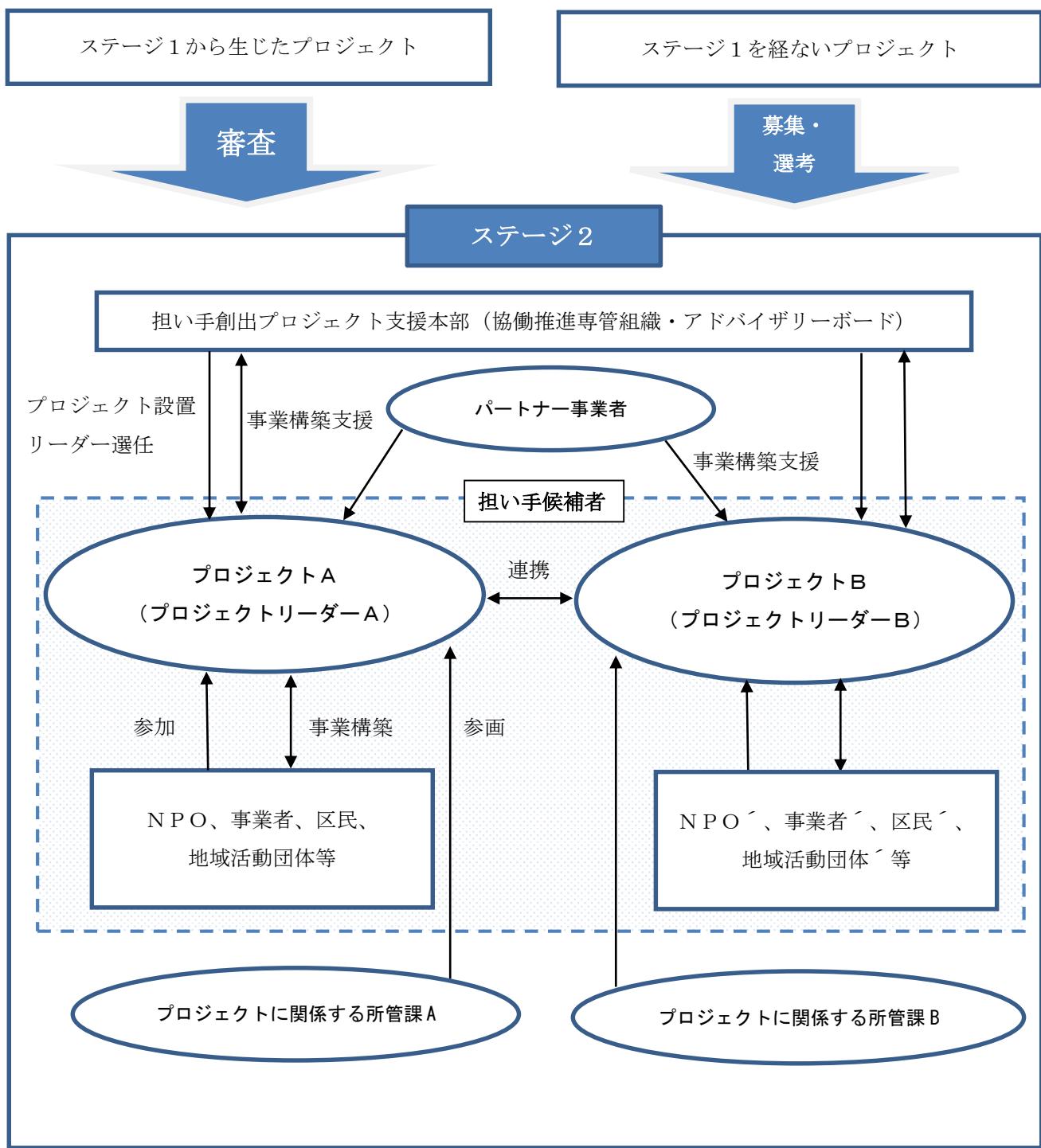
- ・事業計画作成支援
- ・事業のキャパシティビルディング*支援
 - *「キャパシティビルディング」とは、事業のミッションをより効果的・効率的に達成できるよう組織的な能力、基礎体力（キャパシティ）を強化し、運営上の課題を解決すること。
- ・専門領域からの助言（法律、会計、税、経営等）
- ・資金調達についての情報提供 等

- ステージ2における支援期間は、プロジェクトの目標の達成状況等を本部で定期的に確認したうえで、6か月から2年程度の範囲内で本部において定めます。

(4) 事業構築への職員の参画について

- プロジェクトの事業構築への職員の参画は、プロジェクトに密接に関係する所管課職員が職務として行うこととし、プロジェクトリーダーの下への職員の出向や派遣の可能性については、スキームのP D C Aを回していく中で検討します。
- プロジェクトへ参画する所管課は、プロジェクトリーダーとともに本部への事業進捗報告等に出席することとします。また、協働推進専管組織は、必要に応じて、プロジェクトリーダーと所管課職員が行う事業構築を支援します。

【ステージ2（事業構築支援）の実施イメージ】



3 ステージ3（担い手との連携）の実践

提言 2－(2) ステージ3

【提言抜粋】

- ステージ1、ステージ2を経て、継続的に質の高い公共サービスを提供できるようになるのがステージ3です。このステージに達する事業としては、市場の中でソーシャルビジネス・コミュニティビジネスとして活躍していくものと、行政とパートナーシップを組んで活躍していくものがあります。なお、ステージ2で事業化されたもの全てがステージ3に達するとは限りません。
- このように、基本的に3つのステージを踏んで、担い手となっていくことになりますが、一方で、区として早く課題解決を図り区民へ公共サービスを提供する必要が生じることも想定されます。その場合、実績のあるNPOが存在すれば連携し、ステージ3と同等の公共サービスを提供してもらう方法もあります。区としてはその団体が文京区内で活動しやすい環境を整備する等一定の支援を行うことが必要です。
- なお、この場合も、提言の1で述べたとおり、協働の目的を明確にし、相手方の活動理念を理解したうえで事業を実施しなければなりません。NPOは行政との協働を目的にしているわけではありませんので、待っていても何も起こりません。区から積極的に団体へアプローチしていくことが必要です。

区の取組 2－(2) ステージ3

【概要】

ステージ3では、継続的に質の高い公共サービスを提供できる担い手と、契約、補助、共催、後援等の協働の手法として最適なものを選択し、連携していきます。

【取組】

(1) 透明性・公平性を確保した協働相手の選定について

- 契約による場合は、原則として次の方法で締結することとしますが、今後、随意契約のあり方等も踏まえつつ、協働に係る適正な契約方法の選択について検討します。

① ステージ2を経て連携するとき

事業構築支援の過程を経て創出された担い手であることを重視し、特命随意契約とします。なお、契約以外の手法で連携する場合であっても、当該担い手によって提供される公共サービスについて、他の事業者等では実施に適さないことを、情報開示等を通じて明確に示すなど、相手方の選定について、透明かつ公平なプロセスを確保します。

② ステージ2を経ずに連携するとき

プロポーザル方式とします。ただし、随意契約によるべき基準に該当する場合は、特命随意契約とします。

(2) 協働相手の信頼性の確認について

- NPOとの連携に際しては、その財務状況、事業の実施能力等について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により、所轄庁（都道府県又は指定都市）に提出を義務付けられている書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿）のほか、団体の活動歴・実績、活動体制・内容、スタッフや収支状況等について、所管課があらかじめ審査等を行い、協働相手の信頼性についても確認します。

(3) その他

- 協働相手が持つノウハウを活用した臨機応変な対応、創意工夫等の発揮ができるよう、契約の際には、受託者の裁量を一定程度取り入れた仕様内容を定めるように配慮します。
- 協働相手が区内で活動しやすい環境整備については、協働推進専管組織が所管課とのつなぎ役となって調整を行うとともに、必要に応じて、（仮称）協働委員会による全庁的な調整等を行うことにより、区の資源を有効に活用できるよう努めます。
- 協働相手は、区の契約制度等についての理解が必ずしも十分でないこともあるため、契約締結後に問題が生じることのないよう、「契約変更」、「契約の履行を確認する検査」、「情報公開、個人情報保護への対応」等、契約条項に定める各種制約、ルールについて、十分説明を行います。

4 スキームの運用に当たっての留意点

提言 2－(3)③1)

(1) 透明性・公平性と説明責任について

【提言抜粋】

1) 透明性・公平性と説明責任

- スキームは、地域の事情を理解しているプロジェクトリーダーを中心に据えて、区職員が積極的に参画し、多様な主体と関わりながら、地域課題の解決を図るための事業構築を行っていくというものです。そのため、スキームの運用に当たっては、スキーム全体の運営に関する規程等を定めたうえで、広く一般に公開し、各プロジェクトについても透明性・公平性が担保された中で、実施していくことが必要です。また、区は実施過程や結果を公開し、説明責任を果たすこと必要となります。
- 区がスキームによって創出された担い手との間で契約を締結する場合には、透明性・公平性を確保しつつ、適正な契約方法について検討する必要があります。

区の取組 2－(3)③1)

- スキームの運用に当たっては、要綱等の各種規程の整備により透明性・公平性を担保して実施します。
- 実施過程及び結果については、透明性や説明責任を果たす観点から、可能な限り公開していきます。公開の方法は、区報、ホームページ、冊子等のメディアの活用により積極的に公開します。
- 適正な契約方法については、ステージ3の実践に係る取組についての記載のとおりです。

提言 2－(3)③③

(2) 実施経費について

【提言抜粋】

3) 実施経費

- スキームの運用に当たり必要となる経費は、アドバイザリーボード、プロジェクトリーダー、事業構築支援等に係るものが考えられます。また、事業の実施規模によつては相当な経費が必要になることも想定されます。ステージ2で支援する事業すべてが持続可能な事業になるものばかりではありませんが、事業構築の結果として持続性が確保できなかった事業についても、その結果について分析・評価を行うことが必要です。
- なお、実施経費については、他の地方公共団体では公金だけでなく、個人や事業者からの寄附を原資に基金をつくっている例や、マッチングファンド方式により個人や事業者からの寄附と同額を市が基金に出資している例などがあります。また、最近ではインターネットを使って個々の事業を公表し寄附を募る方法で成功している事例もあるので、様々な検討を行うことが大切です。

区の取組 2－(3)③③

- スキーム運用に当たり必要となる主な経費は、次のものが挙げられます。

区分	主な経費
ステージ全体	<ul style="list-style-type: none">○本部運営関係経費<ul style="list-style-type: none">・アドバイザリーボード構成員への報酬等・事務費（スキームPR経費等）○職員関係経費<ul style="list-style-type: none">・事務局及び関係所管課職員の超過勤務手当、旅費等
ステージ1	<ul style="list-style-type: none">○アイデア抽出の場の企画・運営経費<ul style="list-style-type: none">・パートナー事業者委託費（対話の場等の企画・運営、PR等）
ステージ2	<ul style="list-style-type: none">○事業化支援事業の企画・運営経費<ul style="list-style-type: none">・パートナー事業者委託費（参加プロジェクト募集・選考支援、PR補助、事業計画作成支援、事業のキャパシティビルディング支援等）○プロジェクト支援金

- 区民等からの寄附による基金を設置し、それを原資として事業経費を賄う方法も考えられますが、次のとおり利点がある一方で課題等もあることから、スキームの取組を進めていく中で設置についての検討を行うこととします。

【基金設置の利点と課題の例】

区分	利点	課題
寄附者	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附を通じて地域課題解決のためのプロジェクトに参加できる。 ・所得税、個人住民税の寄附金控除（ふるさと納税を含む）が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援したい特定のプロジェクトがあっても継続が保障されない。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決のためのプロジェクトへの区民等の参加のスタイルの多様化を図ることができる。 ・プロジェクトへの区民等の期待度の客観的な指標として活用することができる。 ・スキーム運営経費に充てる一般財源の抑制を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附を集めためのPRや寄附者への対応など基金維持のための事務作業やコストが発生する。 ・寄附ニーズの把握。 ・基金活用の範囲。

- プロジェクトリーダーを含む担い手候補者は、最終的に自立して活動できる担い手（団体）となることが目標となるため、プロジェクト支援金以外の資金調達についても情報提供等により支援します。
- プロジェクト支援金については、プロジェクトの規模等によりランク分けし、交付限度額を設定するなど基準を定めて交付します。
- プロジェクト支援金の交付は、プロジェクトごとに支援額が変わることや、プロジェクトによって区以外の助成制度を活用することもあり、事務の効率化の観点からパートナー事業者経由で交付する方法も考えられますが、本区の補助制度を踏まえ交付方法を検討します。

- 基金設置やプロジェクト支援金の交付に当たっては、マッチングファンド方式*の採用についても検討します。

*「マッチングファンド方式」とは、活動に必要な原資（ファンド）を出し合う（マッチング）ことです。例えば、寄附金と同額を区が基金に積み立てる方法や、助成金の交付限度額を算定する際に自己資金の他、マンパワーも一定の計算式によって事業経費に加えることを認め、助成額を決定する方法があります。

提言 2－(3)③④

(3) リスク管理について

【提言抜粋】

4) リスク管理

- スキームを運営していく中で、事業の実施により事故が発生した場合には、区の関与の度合いに応じて責任が問われる場合があります。そのため事前に事業実施に関与する各主体との間で、責任とリスク分担を明確にしておくことが必要です。

区の取組 2－(3)③④

- ステージ2においては、プロジェクト支援金の交付に関する規程の整備により、適切な要件を設けるほか、相手方の賠償責任やリスク分担について、協定書等により明確にします。

- ステージ3の担い手と連携する場合は、協働する事業全体について、相互の役割分担及び責任・リスク分担について、所管課において協定書等を作成することにより明確にします。

なお、連携の手法として「契約」ではなく、「共催」を選択する場合には、協定書等により、役割分担及び責任・リスク分担に加え、事業計画や、権利関係（事業成果物の帰属権、解除権等）についても明確にします。

提言 2－(3)③5)

(4) P D C A サイクルについて

【提言抜粋】

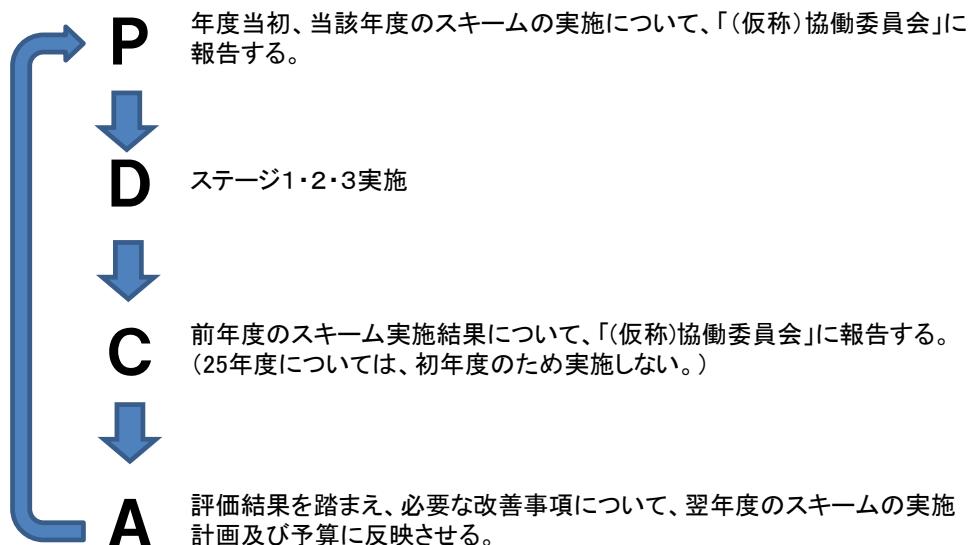
5) P D C A サイクル

- スキームを運用していくうえで、想定されるP D C Aは大きくは3つあります。
1つ目は、プロジェクトリーダーを中心に進める事業構築のP D C A、2つ目は、スキームから創出された担い手と区との連携についてのP D C A、そして3つ目は、スキーム自体のP D C Aがあります。
- これらのP D C Aは相互に関連しますので、お互いにブラッシュアップしながらスキーム全体の運用の改善を図っていくことが必要です。

区の取組 2－(3)③5)

- プロジェクトリーダーが行う事業構築のP D C Aについては、本部に報告します。
- スキームから創出された担い手と区との連携に当たってのP D C Aについては、担い手と区が、実施体制や協働のプロセス、費用対効果などの観点から、それぞれ自己評価を行います。自己評価後、双方の評価をもとに意見交換を行い、課題を共有したうえで、次に向けた改善に繋げます。
- スキーム自体のP D C Aについては、協働推進専管組織が行い、(仮称)協働委員会に報告します。

【スキーム自体のPDCA実施イメージ】



取組方針の実施に向けた組織体制の整備

1 協働推進専管組織

■ 本取組方針の実施に向け、区民部区民課が行っている従来の協働推進業務に加え、NPO等からの相談・提案窓口体制の充実や、スキームの運用等の業務に対応するため、区民課の組織を充実させた協働推進専管組織の設置を検討します。

【協働推進専管組織の主な所掌事務】

- 文京区地域公益活動情報サイト（こらびっと文京）運営
- NPO等の相談、提案窓口
- （仮称）協働委員会事務局
- NPOとの意見交換会運営
- スキーム運用
 - ・ステージ1（アイデア抽出の場）、ステージ2（事業構築支援）

【協働推進専管組織のイメージ】

